

一般廃棄物収集運搬許可業者が家庭系廃棄物をクリーンセンターへ搬入する際の遵守事項

1 遵守事項

- (1) 搬入予定の前日の正午までに家庭系廃棄物搬入届出書及び、廃棄物の排出場所、種類及び量が確認できる写真をごみ減量推進課へ提出すること。
- (2) 燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・発火性危険物をまとめて搬入する場合は、①発火性危険物→②燃やせないごみ→③燃やせるごみ→④粗大ごみの順で荷下ろしできるように分別して搬入すること。
- (3) 家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、指定引取場所（日本通運㈱春日井物流センター、朝日金属㈱、西濃運輸㈱小牧支店）に搬入すること。
- (4) 春日井市が収集・処理を行っていないものは、搬入しないこと。
(パソコン、消火器、車の部品（タイヤ、バッテリー等）、産業廃棄物、春日井市外で発生したごみ等)
- (5) 搬入車両については、春日井市から許可を受け、搬入物が確認できる車両とすること。（パッカー車は不可）
許可を受けていない車両での搬入を希望する場合は、ごみ減量推進課に相談の上、変更届を事前にごみ減量推進課に提出すること。
- (6) 搬入時間は平日の8：30から11：30、13：00から15：30とし、なるべく混雑する時期・時間を避けて搬入すること。
- (7) 搬入に際しては、クリーンセンター職員の指示に従うこと。

2 その他

- (1) 計量については二度ばかりとすること。（1号計量を利用すること）
- (2) 手数料については現金払いとすること。（30kgまで600円、30kgを超える場合は10kgまでごとに+200円）
- (3) 搬入禁止物を持ち込んだ場合は、原則持ち帰ること。